

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援
に関する検討会」
現地調査（意見交換回答）概要

愛知県 5 市町

- ・ 名古屋市 P 1 ~ P 5
- ・ 豊橋市 P 6 ~ P 1 0
- ・ 豊田市 P 1 1 ~ P 1 4
- ・ 春日井市 P 1 5 ~ P 1 8
- ・ 西枇杷島町 P 1 9 ~ P 2 5

福島県郡山市

P 2 6 ~ P 3 3

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」
意見交換の調査事項への回答概要（名古屋市）

第1 高齢者等災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）の避難支援体制

1. 要援護者情報（所在地や要支援内容等）の防災機関による共有化
連携体制が不十分であるために平時の防災対策及び発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ 設問の分野においては、現在、連携のあり方について検討中。

ここ数年内で連携強化のために取り組んできた対策及びその効果

- ・ 東海豪雨以降、地震防災強化地域の指定の件もあり、災害弱者（災害時要援護者）ワーキングを消防局、健康福祉局で実施し、要援護者情報に関する連携のあり方を検討中。

要援護者情報の把握が不十分であるために平時の防災対策及び発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ 行政側においては、情報の量及び質に関しては十分把握している。この情報を防災目的で使用する場合は、目的外使用になるため、所定の手続きが必要となることから、平時の使用及び緊急の使用に支障が生じる。対策としては、防災目的で情報を収集するか、制度の変更が必要。平成12年の東海豪雨時、要援護者の住所を、地図情報として事前に把握していなかったため安否確認に手間取った事例があった。

要援護者情報を避難支援に効果的に活用した具体的事例

- ・ 平時の火災等の災害における緊急避難（消防局R世帯情報）や仮住宅の斡旋。 R世帯 = 要救助世帯
- ・ 東海豪雨時には、民生委員の自主活動で把握していた「ひとり暮らし高齢者」の情報を活用し、安否確認を実施した。

要援護者情報の収集・管理・活用上生じた具体的問題とその改善例

- ・ 火災等の平時災害において、特定の要援護者情報をデータベース化しシステム運用している。

要援護者情報の把握状況と情報の管理状況

- ・ 消防局では消防安心情報登録制度に基づく申し出による登録者の情報を把握管理している。
- ・ ひとり暮らし高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、介護保

険認定者、難病患者の情報を局・区の担当課係ごとに把握。

- ・ ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動の対象として、ひとり暮らし高齢者の情報を各自で管理するとともに、福祉事務所に報告。
- ・ それぞれの利用者・加入者の情報を管理。

防災関係機関（自主防災組織も含まれます）の要援護者情報の収集作業の進捗状況等

- ・ 特定の要援護者について、健康福祉局からデータの一部を提供してもらい高齢者世帯等防災指導データとして個別に管理している。

防災関係機関と福祉関係機関における要援護者情報共有に向けた取組状況

- ・ 消防局では安心電話設置世帯情報を健康福祉局と共有している。
- ・ 地域における申し出による名簿づくりを両局で連携して進めていくこととしている。

要援護者一人一人に同意を求めて収集する場合のメリット・デメリット

メリット

- ・ 平常時から、防災訓練や地域での支援体制づくりなどのために活用できる。

デメリット

- ・ プライバシー保護から、同意しない要援護者が一定数に達すると予想される。

2. 要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備

要援護者の特性に応じた情報伝達手段の配慮を進めていく中で阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

聴覚障害者などへのメール・ファックスによる防災情報発信

- ・ 防災情報発信局との連携により可能。
- 知的障害者・視覚障害者などへの人による個別の情報伝達
- ・ まずは、仕組みづくり。次に、地域住民の理解と協力が必要である。

その他

- ・ 災害時に限らず、視覚・聴覚など情報伝達に障害のある人がいることを前提に対策や取扱い等を進めるべきであり、関係方面へ留意すべき事項を周知していくことが必要。
- ・ 災害発生時には、迅速・簡単を基本し、平時の施策において多様性を確保する。

（平時に要援護者の状況に合わせた伝達方法を計画しておく等）

3. 要援護者の避難行動を支援する体制の整備

発災時における要支援者の避難支援の現状

- ・ **別紙 名古屋市地域防災計画該当ページ。**

要支援者の情報共有が進むことによって可能となる避難支援体制

- ・ **要援護者の状況に応じた支援を計画できる。**
- ・ **地域における避難支援が円滑に実施できる可能性が高くなる。**

ハザードマップ、避難所等、避難支援計画策定時に効果的と思われる情報

- ・ **地震ハザードマップ、避難所マップ、洪水ハザードマップを各世帯に配付している。いずれも消防局ホームページで閲覧可能。**
市民が防災を考えるうえでの材料となる。加えて、「家族で防災会議」のようなソフト施策を実施することでより効果的な結果を得ている。

避難行動支援体制の改善のために今後不可欠と思われる機関、団体等とそれらに求められる役割

- ・ **地域住民による共助の体制づくり**
- ・ **障害者団体における共助の体制づくり**
- ・ **福祉施設・事業所における利用者への防災支援体制づくりや地域住民との連携。**
- ・ **福祉施設・事業所における「福祉避難所」としての運営・管理**
- ・ **上記体制づくりへの支援として、行政だけではなく、NPO 等民間団体との連携。**

上記機関・団体・ボランティア等の地域防災計画、マニュアル等における位置付け、活動支援について取り組んでいる事項等

- ・ **別紙 名古屋市地域防災計画該当ページ**
- ・ **別添 企業防災ガイドライン**

第2 避難勧告等の情報伝達

1. 避難勧告等の判断基準

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- ・ **平成12年9月東海豪雨における反省点は以下のとおり**
災害情報の入手に時間を要し、即時性に欠けていたこと
市民からの情報を、災害状況の把握に十分反映できなかったこと
市民に十分な災害情報を提供できなかったこと
避難勧告の発令時期・伝達に不十分な点があったこと

平常時からの市民に対する危険箇所等の防災情報の周知が十分されていなかったこと

具体的基準の策定手続

- 平成12年東海豪雨後、学識経験者・行政関係機関・報道関係者で構成する名古屋市防災情報収集伝達システム整備調査検討委員会が設けられ、住民等の意識調査に基づく調査結果をもとに提言がなされた。

具体化に向けて、庁内関係組織で構成する平成12年東海豪雨水害緊急対策検討委員会を設置し、委員会の基に避難勧告ワーキングを緑政土木局、上下水道局、消防局防災室の実務担当者で構成し具体的基準の検討を行った。

判断基準策定に当たっては、基準を低く設定すると空振りが多くなり、高くすると、勧告等の遅れ等のリスクが大きくなりますが、どのような視点で基準を設定していますか

- 人命の安全確保を最優先という視点から空振りも容認されるものと考ええる。

判断基準策定により得られた具体的利点

- 数値基準の制定により統一かつ迅速な発令が可能となった。

判断基準の運用に当たって、水位等の判断基準以外に考慮した事項

- 別紙 地域防災計画該当ページ

運用上生じた（ている）具体的課題と改善への対策

- 平成12年9月の東海豪雨以降避難勧告発令の具体例は無い。

避難勧告等の対象住民範囲の特定方法

- 具体的に対象範囲は定めている。

近年の勧告等による避難率。避難率が高い場合、又は低い場合の考えられる理由

- 平成12年9月の東海豪雨以降避難勧告発令の具体例は無い。

住民への避難勧告等の伝達に関して、特に留意・工夫している事項

- 平成14年・15年度で市内171箇所に同報行政無線を整備、避難勧告発令時にはサイレンを吹鳴する等（別紙参照）

市町村における情報集約体制や、首長の意思決定体制の強化改善のために整備した点

- 上記の意思決定支援システムを運用するとともに、定点観測システムを運用している。
- また、意思決定支援のために、防災情報を一括管理する、災害対策ネットワークを整備している。

広報対応の改善や、気象情報・水位情報等の公開等、住民への伝達改善のために取り組んでいる事項

- 名古屋市ホームページで気象情報を公開している。

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- 関係機関の予警報発令状況をふまえていることを含んだ当該情報の伝達をお願いしたい。(迅速な制度運用)
- 判断基準の数値化における標準的な基準の設定をお願いしたい。(全国運用の統一性)

気象台職員・都道府県防災担当者の応援派遣・支援体制の改善

- 従前どおり必要な場合は、災害対策本部のスタッフ(本部要員には、気象台、自衛隊、警察等が含まれている)として参集していただきたい。

2. 避難勧告準備情報等

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- 平成12年9月東海豪雨における反省点は以下のとおり
 - 災害情報の入手に時間を要し、即時性に欠けていたこと
 - 市民からの情報を、災害状況の把握に十分反映できなかったこと
 - 市民に十分な災害情報を提供できなかったこと
 - 避難勧告の発令時期・伝達に不十分な点があったこと
 - 平常時からの市民に対する危険箇所等の防災情報の周知が十分されていなかったこと

要援護者の早期避難と避難勧告準備情報の活用についての考え方・課題等

- 避難勧告準備情報は早期避難を意図したものであり、有効に機能している。

準備情報の運用上生じた(ている)具体的課題と改善への対策

- 対象住民の把握。

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況

- 避難勧告と避難勧告準備情報の相違が理解されていないケースがある。

集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」
意見交換の調査事項への回答概要（豊橋市）

第1 高齢者等災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）の避難支援体制

3. 要援護者情報（所在地や要支援内容等）の防災機関による共有化
ここ数年内で連携強化のために取り組んできた対策及びその効果
- ・ **災害時要援護者対策の充実を図るために、関係部署による災害時要援護者部会を設置し、具体的な詳細計画の策定に向け検討を進めている。**

連携体制を阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- ・ **避難支援対策等が一般的に健常者を対象としたもので、要援護者対策は市の社会福祉協議会で支援推進計画を策定している。今後、行政との連携・協議を図り、一体的な支援対策計画が必要である。**

要援護者情報を避難支援に効果的に活用した具体的事例

- ・ **避難勧告地域の障害者宅へ直接電話で連絡することができた。**

要援護者情報の収集・活用を促進するために不可欠と考えられる課題・対策

- ・ **個人のプライバシー保護への配慮**
 - * 情報収集時の要援護者及びその家族の了解 = 緊急時対応登録制度等の導入。
 - * 住所、氏名、緊急連絡先、配慮事項など開示内容は必要最小限の内容にする。
 - * 開示内容はあらかじめ定めておく。
 - * どのような団体にどのような方法で開示するか定めておく。
 - * 災害発生時に限るなど、情報開示の時期を定めておく。

個人情報保護への配慮上、必要と考えられる具体的対策

- ・ **情報の漏洩防止の検討が必要**

要援護者情報の把握状況と情報の管理状況

- ・ **高齢者...独居老人世帯 - 社協の見守りボランティアによる把握。
障害者...身体・知的・精神 - 各交付台帳により所在、障害の内容を把握することは可能。
外国人...外国人登録原票により所在を把握することは可能。**

- **最新情報の把握方法の検討が必要。**
- **情報の管理・保管方法の検討...情報の一元化が必要。**

福祉関係機関の要援護者情報が含まれる情報全般の入手状況（各種申請書類・相談等）これらの情報から要援護者の分類・抽出状況

- **身体障害者手帳等でデータ管理から把握**

防災関係機関と福祉関係機関における要援護者情報共有に向けた取組状況

- **障害者は、FAX、eメールの登録あり。あんしん・防災ねっとの活用**

要援護者一人一人に同意を求めて収集する場合のメリット・デメリット

- **メリット 個人の意思が反映される**
デメリット 同意に時間を要する

4. 要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備

要援護者への（からの）情報伝達に支障が生じた又は効果的であった具体的事例

- **FAX や携帯電話等により情報提供及び緊急対応を図る。**
 - * FAX119 番の周知（消防車・救急車要請） 150 件
 - * Eメール 119 の啓発（消防車・救急車要請）50 件
 - * **あんしん・防災ねっとの活用（災害時緊急情報、災害時の安否情報）**

要援護者の特性に応じた情報伝達手段の配慮を進めていく中で阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- **プライバシー保護が阻害要因**
- **災害に対する理解度を高めることが必要**

要援護者への情報伝達体制（取り決め）の状況と課題

- **明確にされていない**

3. 要援護者の避難行動を支援する体制の整備

発災時における要支援者の避難支援の現状

- **ひとり暮らしの高齢者に対するボランティア・民生委員による確認**
- **各種団体の連絡網を活用する**
- **課題...情報伝達方法、避難者搬送方法、避難者受入施設の確保、各種設備・備品等の確保、必要な人材の確保等**

- 要支援者の情報共有が進むことによって可能となる避難支援体制
- ・ **スムーズな避難体制が確立される**

ハザードマップ、避難所等、避難支援計画策定時に効果的と思われる情報

- ・ **地域のラジオ局の活用を図る**
- ・ **要援護者の数並びに個々の障害等の状況に関する情報**
- ・ **必要設備・備品（ベッド・車椅子・トイレ等）の必要数の把握**
- ・ **必要な人材の確保に関する情報**
- ・ **必要物資の備蓄（必要物及び数量）**
- ・ **避難所受入施設の確保等**

避難行動支援体制の改善のために今後不可欠と思われる機関、団体等とそれらに求められる役割

- ・ **自主防災会等地域組織...管理責任、相談・情報案内（総代会・民生委員・校区社会教育委員等）**
- ・ **防災ボランティア...配給・炊き出し等**

第2 避難勧告等の情報伝達

1. 避難勧告等の判断基準

具体的基準の策定手続

- ・ **愛知県地域防災計画と同様に「災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは避難のための立退きを指示または勧告する。」としている。**

判断基準策定に当たっては、基準を低く設定すると空振りが多くなり、高くすると、勧告等の遅れ等のリスクが大きくなりますが、どのような視点で基準を設定していますか

- ・ **一定の基準として、土砂災害については「愛知県土砂災害防災情報」の「土砂災害予警報グラフ」により、崖崩れ多発区分に達する状況で判断している。また、河川については、一級河川の豊川は国土交通省豊橋河川事務所が設置した「豊橋防災情報設備統合管理 WEB システム」により、豊川上流域を含めた雨量、水位の情報を基にしている。**

雨量情報 田口、豊邦、高里、布里、山吉田

水位情報 布里、当古、豊橋、放水路第一

2級河川の梅田川、柳生川については、「県水防テレメーターシステム」、市消防署の雨量観測システムによる雨量、水位の情報を基にしている。

判断基準の運用に当たって、水位等の判断基準以外に考慮した事項

- 10月5日の大雨

土砂災害...県砂防システムによる「愛知県土砂災害防災情報」の「土砂災害予警報グラフ」により、崖崩れ多発区分に達する状況で判断。また、気象庁の発表する気象情報による注意情報を参考に、現地巡回による周囲の状況を勘案し避難勧告を発令した。

運用上生じた(ている)具体的課題と改善への対策

- 避難勧告の対象エリアの設定について、今後、地域も含めて調整する必要がある。

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況

- 避難勧告の判断基準については、今後一層住民への周知を徹底する必要がある。

避難勧告等の対象住民範囲の特定方法

- 主に小学校区全体を対象に勧告した。(地域の特定が難しい。また、地域限定した場合の広報も難しい)

近年の勧告等による避難率。避難率が高い場合、又は低い場合の考えられる理由

- 避難勧告による避難率は、10月5日の大雨が3地区で4.1%、台風22号が2地区で2.6%、台風23号が3地区で1.2%といずれも低かった。

その理由としては

豊橋市では、近年、大きな災害が発生しておらず避難勧告を発令したことがないため、その内容などにについて住民への周知不足であったこと、また情報伝達は市の広報車、消防署・消防団の車両等の広報により行ったが、雨などの影響により市民に伝わりにくかった点があげられる。

住民への避難勧告等の伝達に関して、特に留意・工夫している事項

- 広報車のほか、地域の総代への電話連絡やFMとよはしによる放送など。

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- 警報等の変更や廃止など、見込み時間など、事前に情報を出していただくと、その後の職員動員や災害対応準備などの対策の参考になる。
- 局地的な豪雨などの場合、ピンポイント情報の提供(対象エリアの細分化)及び電話・FAXで関係市町村へ直接情報提供を希望する。

都道府県防災担当者の市町村への応援派遣・支援体制の改善

- ・ 県の管理する河川については、管理者が施設の危険性を判断し、必要に応じ避難勧告等の助言をいただきたい。

首長、職員、住民に対する防災教育上工夫している事項

- ・ 職員を対象とした危機管理講習会や住民・事業所などを対象とした防災講習会を開催し、風水害及び地震防災対策の啓発を行っている。こうした講習会を通じて避難勧告についても一定の周知を図っている。

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」
意見交換の調査事項への回答概要（豊田市）

第1 高齢者等災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）の避難支援体制

5. 要援護者情報（所在地や要支援内容等）の防災機関による共有化
ここ数年内で連携強化のために取り組んできた対策及びその効果
- ・ 平成16年2月、市福祉保健部において「豊田市災害時要援護者登録制度」を創設。自治区長（自主防災会）及び民生・児童委員と連携の下、地域支援体制を確立し、高齢者や障害者の安全確保に努めている。

連携体制を阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- ・ 集団住宅における入居者は若年層が大多数を占め、隣近所の付き合いが希薄な上に、協力体制も得られにくい。また、家主は管理会社であるため、支援体制の確保が困難なことから、登録を拒否した者への支援が難しい。
- ・ 地域社会の形成と家主（管理会社）への意識づけ、登録への誘導が必要。また、常日頃のコミュニケーションの拡がりも重要と考えている。

要援護者情報を避難支援に効果的に活用した具体的事例

- ・ 「災害時要援護者登録台帳」を当該地域の自治区長、民生・児童委員、行政（高齢福祉課、障害福祉課、防災対策課）がそれぞれ保管し、必要に応じて随時活用。自治区、民生・児童委員、行政の対応マニュアルも同時に配布し、迅速な対応と意識付けを図っている。なお、要援護者を支援する「地域支援者」（要援護者1名に対し隣近所から複数名選任）は、災害時に限らず平常時の見守りも行っている。

要援護者情報の収集・管理・活用上生じた具体的問題とその改善例

- ・ 要援護者及び地域支援者のタイムリーな情報が求められる。このため、毎月、住民基本台帳と登録者リストの突合並びに自治区長及び社会福祉施設（入所者情報）からの情報提供により、登録名簿の更新を行っている。
- ・ 年度の切り替え時においては、登録者リストを自治区長に配布し、内容チェックを依頼。自治区長は登録者リストの更新を行うとともに、新旧区長の引継資料として役立て、制度の継続性と意識の高揚を図っている。登録者リスト更新時期：毎年3月中旬に登録者リストを配布 4月下旬回収

要援護者情報の収集・活用を促進するために不可欠と考えられる課題・対策

- ・ 比較的閉じこもりがちな「ひとり暮らし高齢者」等が対象であるため、地域社会での交流が少ないことと、独自で災害情報の把握が困難な状態にある。市は「広報とよた」等で制度のPRに努めているものの十分な理解が得られにくいいため、制度の定着化に向けての意識づけが必要。このため、ひとり暮らし高齢者世帯に民生・児童委員が戸別訪問し、制度の周知と登録への誘導、潜在者の掘り起こしを行っている。また、「登録者」に対しては、自分を支援してくれる人の名前と自分で行うべき行動、「地域支援者」に対しては、自分が見守る登録者と支援する事柄を明示し、自治区長を通じて本人に文書を配布し、更なる意識づけに努めている。

個人情報保護への配慮上、必要と考えられる具体的対策

- ・ 当制度に登録できる人は「非常時に備え、個人情報を開示できると同意する人」に限定している。よって、登録者の情報は、地域の自治区長を中心に地域支援者、民生・児童委員等、活動に必要な最小限の関係者に情報を開示している。

要援護者情報の把握状況と情報の管理状況

- ・ 災害時要援護者登録者数(H16.10.1現在) 1,625名

福祉関係機関の要援護者情報が含まれる情報全般の入手状況(各種申請書類・相談等) これらの情報から要援護者の分類・抽出状況

- ・ ひとり暮らし高齢者の登録制度を実施している。ひとり暮らし登録と同時に災害時要援護者の登録も促している。
- ・ 介護保険対象者は、「要介護認定通知」と一緒に「災害時要援護者登録制度」のパンフレットを同封し、制度の周知を図っている。

防災関係機関と福祉関係機関における要援護者情報共有に向けた取組状況

- ・ 災害時要援護者登録台帳を防災対策課に1部提供し、情報の共有化に努めている。当制度は、個人情報の開示に同意が得られた人を限定して登録している。

要援護者一人一人に同意を求めて収集する場合のメリット・デメリット

- ・ メリット: 個人情報の活用が容易で、要援護者とのトラブルがない。要援護者の存在が明確に把握でき、早期対応が容易。

地域社会における互助機能が果たせる。

デメリット： 登録に際し、民生・児童委員の協力要請が必要。
一部の地域では、地域支援員の選任が難しい。
地域支援員に対し、責任転嫁の恐れがある。

6. 要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備

要援護者の特性に応じた情報伝達手段の配慮を進めていく中で阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- ・ 集合住宅における地域支援者の確保と制度への理解活動が必要である。
- ・ 地域支援者の確保が難しい地域は、自治区の評議員又は自主防災会、組単位での見守り体制を整え、要援護者に対し確実な情報伝達に努めている。

要援護者への情報伝達体制（取り決め）の状況と課題

- ・ 自主防災会が開催する避難訓練に、要援護者や地域支援者の積極的な参加を促し、万が一に備えた支援体制を整えている。円滑な支援体制が図れるよう、登録制度の理解と継続性のある支援体制の確保が必要。

3. 要援護者の避難行動を支援する体制の整備

発災時における要支援者の避難支援の現状

- ・ 災害時の避難施設として、指定避難場所が確保されているが、避難場所では避難生活が困難と思われる要援護者に対しては、市内に施設を有する民間社会福祉施設等（17施設）と協定書を締結し（H16.5.11）、災害時に避難施設として受け入れしていただく体制を確保している。
高齢者 86 名、障害者 22 名の受け入れが可能。

第2 避難勧告等の情報伝達

1. 避難勧告等の判断基準

判断基準策定により得られた具体的利点

- ・ マニュアル改正後、運用の事例なし。

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況

- ・ 浸透よりも、伝達方法に苦慮。自治区一斉 FAX・一斉電話、公用車広報用スピーカーの増設、マスメディア（ケーブルテレビ、コミュニティ FM）との協定等

避難勧告等の対象住民範囲の特定方法

- ・ **河川流域の自治区に対して実施する。**

近年の勧告等による避難率。避難率が高い場合、又は低い場合の考えられる理由

- ・ **過去の経験があれば避難率は高い。逆に過去に経験がなければ避難率は低い。**

住民への避難勧告等の伝達に関して、特に留意・工夫している事項

- ・ **一斉 FAX・電話の活用**

2. 避難勧告準備情報等

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- ・ **東海豪雨の災、情報が伝わらなかった、公用車による放送が聞こえない等**

その他要援護者を対象とした、又は要援護者に配慮した基準等の有無。
また、実態として特別な対応を実施している事項の有無について

- ・ **障害者を対象に、障害の種類に応じた地震防災マニュアルを作成し、自治区長、民生・児童委員等の関係者に配布。**

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」
意見交換の調査事項への回答概要（春日井市）

第1 高齢者等災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）の避難支援体制

7. 要援護者情報（所在地や要支援内容等）の防災関係機関による共有化
防災関係機関と福祉関係機関との連携

- ・ **防災、福祉部局職員による要援護者移動支援のあり方を検討してきた。**

要援護者情報を避難支援に効果的に活用した具体的事例

- ・ 平成12年9月の東海豪雨では、避難勧告区域内の、ひとり暮らし高齢者や障害者宅に職員が手分けして電話連絡をし、補助要請のあった高齢者7人、障害者3人を車で自宅へ迎えに行き避難所まで送り届けた。

要援護者情報の収集・管理・活用上生じた具体的問題とその改善例

- ・ 勧告区域が小規模であったこと及び電話が通じたので、対応できたが広範囲となった場合、職員での対応は無理であるとする。

要援護者情報の収集・活用を促進するために不可欠と考えられる課題・対策

- ・ **地域住民による支援、協力**

個人情報保護への配慮上、必要と考えられる具体的対策

- ・ **要援護者の個人情報開示の同意**
- ・ **収集した情報を管理する者の範囲の決定基準**

防災関係機関や福祉関係機関等による要援護者情報の収集

<対象者>

災害時に自力または家族等だけでは移動が困難で、他人の支援を必要とする、ひとり暮らし高齢者、障害者で個人情報開示に同意をしていただけの方の情報を整理中。

<把握状況>

- ・ ひとり暮らし高齢者については、毎年、民生委員を通じて行っている「ひとり暮らし高齢者基本調査」による。
- ・ 在宅介護支援センター等に依頼し、介護が必要な人を把握
- ・ アンケート調査を基に、在宅の重度・中度の身体障害者（視覚障害者を含む）を把握。

<課題>

- ・ 該当者すべてのリストを地域に出すことはできない。
- ・ 該当者は非常に多く、その中から対象者を絞ること、更に個々に本人の同意を得ること（行政しかできない）に人手と時間がかかること。また、対象をどこまで拡大するのか。
- ・ 広報等での対象者募集は過度に行政への期待が多くなり、後の整理が大変である。
- ・ 地域住民の理解と協力が得られるか。

防災関係機関と福祉関係機関における要援護者情報共有に向けた取組状況

- ・ **個人情報開示の同意を取得中（戸別訪問）**

要援護者一人一人に同意を求めて収集する場合のメリット・デメリット

- ・ **メリット・・・個人情報の保護が叫ばれている現状で、保護の徹底が図られる。**
- ・ **デメリット・・・取得に時間と人手を要する。**

8. 要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備

要援護者への（からの）情報伝達に支障が生じた又は効果的であった具体的事例

- ・ **電話連絡の場合、なかなか通じない。**

要援護者の特性に応じた情報伝達手段の配慮を進めていく中で阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- ・ **手段に応じた機器の整備**

要援護者への情報伝達体制（取り決め）の状況と課題

- ・ **電話（課題：要援護者の特性に応じた伝達方法）**

3. 要援護者の避難行動を支援する体制の整備

要支援者の情報共有が進むことによって可能となる避難支援体制

- ・ **地域住民による支援**

避難行動支援体制の改善のために今後不可欠と思われる機関、団体等とそれらに求められる役割

- ・ **地域組織等（区町内会、民生委員）・・・支援者の確保、情報提供**

第2 避難勧告等の情報伝達

1. 避難勧告等の判断基準

判断基準策定に当たっては、基準を低く設定すると空振りが多くなり、高くすると、勧告等の遅れ等のリスクが大きくなりますが、どのような視点で基準を設定していますか。

- **水位等の基準だけではなく、現地派遣職員の目視による水位、堤防の崩れ等の確認、今後の予想雨量。**
- **東海豪雨直後、11月から1月にかけて、市内関係機関との検討会を経て制定。**

判断基準の運用に当たって、水位等の判断基準以外に考慮した事項

- **東海豪雨に際して、水位については、基準に達していなかったものの、現地職員の報告やその後の雨量から「決壊の恐れあり」と判断した。**

運用上生じた（ている）具体的課題と改善への対策

- **空振りはやむをえないと考えている。**

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況等

- **十分に伝わっているとは言えない。**

避難勧告等の対象住民範囲の特定方法

- **国土交通省が作成した想定浸水区域図を参考とするとともに、その都度、現地目視の徹底等により地域を特定する。**

近年の勧告等による避難率。

- **東海豪雨時の避難勧告対象世帯数 1,703 世帯、避難者数 960 人(約 56%)**

住民への避難勧告等の伝達に関して、特に留意・工夫している事項

- **区、町内会長へ早めに「予告」の連絡をしている。**
- **災害時要援護者へは、福祉課が担当しており、その地域の担当者に直接連絡している。**

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- **河川・気象情報等のホームページへのアクセスオーバーによる混乱を回避するため、防災関係機関への優先的な体制整備を望みます。**

2. 避難勧告準備情報等

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- **平成9年に避難準備勧告の項目を追加した。平成12年の東海豪雨後に判断基準の修正を行った。**

具体的基準の策定手続

- 水位等の基準だけでなく、今後の予想雨量等。
東海豪雨直後、市内関係機関との検討会を経て制定。

準備情報策定により得られた具体的利点

- 台風 22 号においては、河川水位が警戒（出動）水位を超えたが、その後の雨量が小康状態になると判断し、避難準備情報は出していない。

要援護者の早期避難と避難勧告準備情報の活用についての考え方・課題等

- 要援護者に対しては、特に早めの避難対策が必要と考える。

準備情報の運用上生じた（ている）具体的課題と改善への対策

- 空振りはやむを得ないと考えている。

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況等

- 十分に伝わっているとは言えない。

避難勧告準備情報の対象住民範囲の特定方法

- 国土交通省が作成した想定浸水区域図や東海豪雨等の浸水実績図を参考に地域を特定する。

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- 河川・気象情報等のホームページへのアクセスオーバーによる混乱を回避するため、防災関係機関への優先的な体制整備を望みます。

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」
意見交換の調査事項への回答概要（西枇杷島町）

第1 高齢者等災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）の避難支援体制

9. 要援護者情報（所在地や要支援内容等）の防災機関による共有化
連携体制が不十分であるために平時の防災対策及び発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事

- ・ **連携体制は概ね良好と考えている。**

ここ数年内で連携強化のために取り組んできた対策及びその効果

- ・ **マニュアルの作成。**
- ・ **老人クラブ、知的障害者の親の会、ボランティアとの懇談会及び防災委員研修会と一緒に出席することで共通理解を得ることができた。**

要援護者情報の把握が不十分であるために平時の防災対策及び発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ **要援護者のうち、乳児、外国人、高齢者などは自ら災害時の要援護者との自覚がないため、災害時に援護が必要かどうかの情報収集が難しい。**

要援護者情報を避難支援に効果的に活用した具体的事例

- ・ **ひとり暮らし老人については、民生委員を通して、知的障害者については、知的障害者の親の会を通じて、災害に関する情報の伝達を行っている。**

要援護者情報の収集・管理・活用上生じた具体的問題とその改善例

- ・ **災害前に事前に情報を活用することが個人情報保護の点から難しい。災害が起きてからの活用は被害を最小限にする観点からは後手です。**

要援護者情報の収集・活用を促進するために不可欠と考えられる課題・対策

- ・ **事前の活用。関係機関との情報の共有と連携。地域自主防災会の受入体制。情報管理のモラル。**

個人情報保護への配慮上、必要と考えられる具体的対策

- ・ **ひとり暮らし老人については、行政と民生委員が管理。障害者は行政が管理。**

要援護者情報の把握状況と情報の管理状況

- **民生委員がひとり暮らし老人を調査し、要援護者としての登録の有無を確認。その他は、行政の持っている情報**

防災関係機関（自主防災組織も含まれます）の要援護者情報の収集作業の進捗状況等

- **防災委員を設置して、まずは啓発に向けて準備しています。**

福祉関係機関の要援護者情報が含まれる情報全般の入手状況（各種申請書類・相談等）これらの情報から要援護者の分類・抽出状況

- **福祉関係機関の情報は所管が管理。その他は行っていない。**

防災関係機関と福祉関係機関における要援護者情報共有に向けた取組状況

- **事前活用を了承した方については、イントラネット上で共有。**

10. 要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備

要援護者への情報伝達体制（取り決め）の状況と課題

- **マニュアルでは、民生委員、自主防災組織、ボランティア、福祉団体等に協力をお願いすることになっている。**

迅速かつ的確な情報伝達の必要上、自主防災組織等から市町村、都道府県、国の関係機関への要望

- **個別に情報を伝達できる機器の設置補助。**

3. 要援護者の避難行動を支援する体制の整備

発災時における要支援者の避難支援の現状

- **マニュアルでは、自主防災組織、民生委員、ボランティア、福祉団体が避難支援することになっている。**

避難支援が計画等によって関係機関・関係者間で確認されていないために発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- **マニュアルとおりの対応については、各関係機関と具体的な確認・調整は取れていない。**

要支援者の情報共有が進むことによって可能となる避難支援体制

- **具体的な対応について、話し合うことができると思われる。**

避難行動の支援体制が不十分であるために発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- **具体的に支援ができるマンパワーの不足。**

避難行動支援体制の改善のために今後不可欠と思われる機関、団体等とそれらに求められる役割

- **できる限り多くの機関、団体が必要。**
しかし、その多くが要援護者に対してどのように対応したらいいか分からなくて不安も持っているようなので、介護の研修が必要。

上記機関・団体・ボランティア等の地域防災計画、マニュアル等における位置付け、活動支援について取り組んでいる事項等

- **マニュアルでは、発災時に要援護者の援助を行うこととなっている。防災訓練時に、ボランティアが要援護者の避難援助を行った。**

第2 避難勧告等の情報伝達

1. 避難勧告等の判断基準

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- **平成12年に東海豪雨により避難勧告を発令したが、判断基準が曖昧なため、発令のタイミングが的確であったかが課題となった。**

具体的基準の策定手続

- **過去の出水状況により出動水位、計画高水位に達する時間の1時間～3時間前の平均的な水位を避難勧告の水位基準とし、住民への情報管理機関(庄内川河川事務所、愛知県河川課)より情報提供を受けて意見を聞いた。**

また、時間雨量50mmを超える降雨があった場合も避難勧告を発令するが、ポンプ場の処理能力を超え、内水氾濫の恐れがある降雨量を基準とした。

判断基準策定に当たっては、基準を低く設定すると空振りが多くなり、高くすると、勧告等の遅れ等のリスクが大きくなりますが、どのような視点で基準を設定していますか

- **あくまでも勧告の遅れが生じないように1～3時間の余裕を持って設定している。過去に被災している分、空振りが多くなった場合も、何事もなく良かったという住民が多いのではないかと考えている。**

制定に至るまでに生じた具体的問題点及びその克服状況

- **どのようなデータを参考とし決定するかが問題でしたが、先に基準化した名古屋市の例があったのでそのデータを参考とした。**

判断基準策定により得られた具体的利点

- ・ 基準化し、職員が水位の情報を共有化することにより、基準の水位に近づいた場合の職員の初動が早くなる。また、基準を住民に周知することにより避難行動が早くなる。

判断基準の運用に当たって、水位等の判断基準以外に考慮した事項

- ・ 河川の上流地域の降雨、及び民間気象会社からの降雨予想。

運用上生じた（ている）具体的課題と改善への対策

- ・ 平成13年8月に新川の水位上昇により避難勧告準備情報を発令しているが、ハザードマップ等により避難勧告準備情報の内容の周知をする前だったので、住民からの内容の問い合わせが多かった。また、結局空振りに終わったが、苦情については被災経験があるせいも全くでなかった。

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況

- ・ 平成13年にハザードマップ、平成14年にはハザードブックを作成し、全世帯に対し各戸配布をしている。

避難勧告等の対象住民範囲の特定方法

- ・ 対象範囲としては行政区域が狭いため、発令する場合は全住民に対して発令する。

近年の勧告等による避難率。避難率が高い場合、又は低い場合の考えられる理由

- ・ 東海豪雨以降は勧告は発令されていないが、平成13年の避難勧告準備情報を発令した際は、数名の自主避難者が40名程度になった。その際はまた、避難勧告準備情報の周知が十分ではなかったため、判断をできなかった住民がいたと思われる。

住民への避難勧告等の伝達に関して、特に留意・工夫している事項

- ・ 東海豪雨の情報伝達が不十分だった教訓をもとに、従来町内会長への電話連絡、広報車、消防団ポンプ車による広報に加え、同報無線による広報、マスコミへの情報提供、一斉メールサービス等情報提供手段を複数用意し、より迅速に情報提供できるようにした。

市町村における情報集約体制や、首長の意思決定体制の強化改善のために整備した点

- ・ 民間気象会社と契約し、ピンポイントによる気象予報、専門家によるアドバイスを受けることができるようにした。

広報対応の改善や、気象情報・水位情報等の公開等、住民への伝達改善のために取り組んでいる事項

- ・ 民間気象会社からの情報については、契約により住民への情報提供はしていないが、電話による問い合わせの際は、水位情報、気象予報等はお知らせしている。また、庄内川水位情報のホームページの URL は公開している。

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- ・ 現在、県からの情報は高度通信情報ネットワークにより伝達されているので問題はない。NTT からは一般電話回線による FAX により情報を受けているので回線に影響が出た場合に不安がある。外的要因に影響を受けない情報伝達手段が必要と思われる。

気象台職員の都道府県・市町村への応援派遣・支援体制の改善

- ・ できるだけ予報区域を細分化した情報提供が必要。

都道府県防災担当者の市町村への応援派遣・支援体制の改善

- ・ 情報通信機器の操作訓練、活用方法の指導。

首長、職員、住民に対する防災教育上工夫している事項

- ・ ハザードマップ、ハザードブックを活用した防災情報啓発。また、職員行動マニュアルによる周知。

その他都道府県や国の機関による必要な支援

- ・ 気象情報や水位情報の情報提供・収集手段の確立、情報の活用方法の指導。

2. 避難勧告準備情報等

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- ・ 平成 12 年に東海豪雨により避難勧告を発令したが、判断基準が曖昧なため、発令のタイミングが的確であったかが課題となった。また、避難勧告の前に住民に対し、より早い避難行動のための情報提供が必要となった。

具体的基準の策定手続

- ・ 過去の出水状況により出勤水位、計画高水位に達する時間の 1 時間～3 時間前の平均的な水位を避難勧告の水位基準とし、住民への情報伝達、避難の時間を確保する。過去の出水状況等については河川管理機関(庄

内川河川事務所、愛知県河川課)より情報提供を受けて意見を聞いた。

制定に至るまでに生じた具体的問題点及びその克服状況

- **どのようなデータを参考とし決定するかが問題だったが、先に基準化した名古屋市の例があったので、そのデータを参考とした。**

準備情報策定により得られた具体的利点

- **基準化し、職員が水位の情報を共有化することにより、基準の水位に近づいた場合の職員の行動が早くなる。また、基準を住民に周知することにより避難行動が早くなる。**

要援護者の早期避難と避難勧告準備情報の活用についての考え方・課題等

- **準備情報が発令された場合は、要援護者に対しては、できるだけこの時点で避難するよう呼びかける。課題としては、情報提供の方法と避難の補助を行うことのできる地域づくり。**

準備情報の運用上生じた(ている)具体的課題と改善への対策

- **平成13年8月に新川の水位上昇により避難勧告準備情報を発令しているが、ハザードマップ等により避難勧告準備情報の内容の周知をする前だったので、住民から内容の問い合わせが多かった。また、結果的には空振りに終わったが、苦情については被災経験があるせい全く出なかった。**

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況

- **平成13年にハザードマップ、平成14年にはハザードブックを作成し、全世帯に対し各戸配布をしている。また、継続的に広報することにより防災意識の風化を防ぐようにしている。**

避難勧告準備情報の対象住民範囲の特定方法

- **対象範囲としては、行政区域が狭いため、発令する場合は全住民に対して発令する。**

市町村の情報集約体制や、首長の意思決定体制強化改善のために整備した点

- **民間気象会社と契約し、ピンポイントによる気象予報、専門家によるアドバイスを受けることができるようにした。**

広報対応の改善や、気象情報・水位情報等の公開等、住民への伝達改善のために取り組んでいる事項

- 民間気象会社からの情報については、契約により住民への情報提供はしていないが、電話による問い合わせの際は、水位情報、気象予報等はお知らせしている。また、庄内川水位情報のホームページの URL は公開している。

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- 現在、県からの情報は高度通信情報ネットワークにより伝達されているので問題はない。NTT からは一般電話回線による FAX により情報を受けているので、回線に影響が出た場合に不安がある。外的要因に影響を受けない情報伝達手段が必要と思われる。

気象台職員の都道府県・市町村への応援派遣・支援体制について改善すべき点

- できるだけ予報区域を細分化した情報提供が必要。

都道府県防災担当者の市町村への応援派遣・支援体制について改善すべき点

- 情報通信機器の操作訓練、活用方法の指導。

首長、職員、住民に対する防災教育上工夫・改善すべき事項

- ハザードマップ、ハザードブックを活用した防災情報啓発。また、職員行動マニュアルによる周知。

その他都道府県や国の機関による必要な支援について

- 気象情報や水位情報の情報提供・収集手段の確立、情報の活用方法の指導。

その他要援護者を対象とした、又は要援護者に配慮した基準等の有無。また、実態として特別な対応を実施している事項の有無について

- 要援護者に対する基準はないが、警報発令時には民生委員が独居老人に声をかけ、避難所開設時にも情報を提供している。

「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」
意見交換の調査事項への回答概要（郡山市）

第1 高齢者等災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）の避難支援体制

1.1 要援護者情報（所在地や要支援内容等）の防災機関による共有化
連携体制が不十分であるために応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ 発災時、要援護者の移送方法や介護保険施設等への受入に時間を要した。

ここ数年内で連携強化のために取り組んできた対策及びその効果

- ・ 対策
 - a. 広域消防組合の地図検索システムへ、ひとり暮らし高齢者や障害者名簿の提供
 - b. 広域消防組合及び警備会社との連携による緊急通報装置設置
- ・ 効果
 - a. 災害時に迅速な救援活動が行える
 - b. 緊急通報システムによって迅速な連絡が行える

連携体制を阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- ・ 要因
 - a. 個人情報保護の問題
 - b. 高齢者や障害者などの生活実態等の継続的な把握が困難
- ・ 対策
 - a. 新たに民生委員・在宅介護支援センター等との連絡体制の確立
 - b. 防災機関と福祉機関との定期的な連絡会の開催

要援護者情報の把握が不十分であるために応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ 発災時、要援護者の移送方法や介護保険施設等への受入に時間を要した。

要援護者情報を避難支援に効果的に活用した具体的事例

- ・ それぞれの特性に合わせた的確な施設への避難支援ができた。

要援護者情報の収集・管理・活用上生じた具体的問題とその改善例

- **問題**
収集・管理・活用が各部門では行われているが、十分に集約がされていない
- **改善例**
情報を集約するセクションのなお一層の明確化

要援護者情報の収集・活用を促進するために不可欠と考えられる課題・対策

- 高齢者や障害者などの生活実態の継続的な把握が必要
- 町内会、自主防災組織等での個人情報の取り扱いに配慮が必要
- 町内等地域における支援体制ネットワークの整備が必要
- 要援護者情報の悪用防止
- 個人情報保護条例との兼ね合いで本人から情報提供の同意が必要

個人情報保護への配慮上、必要と考えられる具体的対策

- 個人情報保護条例との兼ね合いで本人から情報提供の同意が必要
- 情報の外部流出を防止するためのセキュリティ体制作りと、その対策手順の明文化

要援護者情報の把握状況と情報の管理状況

- **把握状況**
 - a. 福祉関係機関(市) - 要介護認定者・身体障害者データによる把握
 - b. 民生委員-----要援護高齢者や障害者の生活実態の把握
 - c. 消防署-----要援護高齢者や障害者の把握
 - d. 消防団-----地域の要援護者情報を把握
 - e. 自主防災組織-----地域の要援護者情報を把握
 - f. 介護福祉機関-----要介護認定者データによる把握
 - g. 老人福祉相談員-----一人暮らし高齢者への訪問による生活実態の把握
- **管理状況**
 - a. 福祉関係機関(市) - 要介護認定者・身体障害者データによる管理
 - b. 民生委員-----要援護高齢者や障害者の生活実態による管理
 - c. 介護関係機関(特別養護老人ホーム、ケアマネージャー等)
-----要介護認定者データによる管理

防災関係機関（自主防災組織も含まれます）の要援護者情報の収集作業の進捗状況等

- 消防本部-----地図検索情報システムの情報更新作業中
- 自主防災組織---収集（内容・作業）に格差があるが、今後、組織的な取り組みをしていきたい

防災関係機関と福祉関係機関における要援護者情報共有に向けた取組状況

- 消防本部の地図検索情報システムの情報更新作業中
- 緊急通報システムの拡充を進めている

要援護者一人一人に同意を求めて収集する場合のメリット・デメリット

- **メリット**
個人情報保護条例に基づく情報の共有化により、多様な支援が可能である
- **デメリット**
 - a. 同意を求めるのに手間暇がかかる
 - b. 同意を得られない方への対応が難しくなる

1.2. 要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備

要援護者への（からの）情報伝達に支障が生じた又は効果的であった具体的事例

- **効果的であった具体的事例**
 - a. 聴覚障害者にふれあいFAX 一斉通報システム
 - b. 視覚障害者用の点字版ハザードマップ作成

要援護者の特性に応じた情報伝達手段の配慮を進めていく中で阻害している要因及びその克服のために必要と考えられる対策

- **要因**
 - a. 多様な要援護者の特性に応じた情報伝達手段が確立されていない
 - b. 要援護者自身が社会に対して閉鎖的な部分があり、情報提供に消極的である
- **対策**
 - a. 特性に応じた情報伝達手段の確立
 - b. 地域社会における要援護者への受入体制（要援護者が自発的に登録できるようなシステム）の確立

要援護者への情報伝達体制（取り決め）の状況と課題

- **状況**
一部自主防災組織で要援護者への担当体制を決めている
- **課題**
 - a. 自主防災組織の高齢化
 - b. 隣近所の付き合いが希薄になってきている

迅速かつ的確な情報伝達の必要上、自主防災組織等から市町村、都道府県、国の関係機関への要望

- ・ **リアルタイムな情報提供**

3. 要援護者の避難行動を支援する体制の整備

発災時における要支援者の避難支援の現状

- ・ **避難所で生活する要援護者に対して保健師の派遣、医師の派遣要請を実施**
- ・ **医療機関への移送が必要な場合は救急車での搬送**

避難支援が計画等によって関係機関・関係者間で確認されていないために発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ **要援護者の避難の要請があっても、移送先等を示すのに時間を要した。**

要支援者の情報共有が進むことによって可能となる避難支援体制

- ・ **要援護者の特性に合った施設への迅速な避難、搬送が可能になる。**

ハザードマップ、避難所等、避難支援計画策定時に効果的と思われる情報

- ・ **要援護者の特性に合った受入施設や医療機関の明確化と表示。**

避難行動の支援体制が不十分であるために発災時の応急対策に支障が生じた（ている）具体的事例

- ・ **移送先、移送方法を示すのに時間を要した。**

過去の発災時に協力が得られたことにより効果的な避難行動支援を実施することができた具体的事例

- ・ **要援護者の身体状態に応じ、受入施設の理解を得て、病院に入院すべき方は病院に、介護が必要な方は特別養護老人ホームに避難させることができた**

避難行動支援体制の改善のために今後不可欠と思われる機関、団体等とそれらに求められる役割

- ・ **介護サービス事業所（要援護者の受入・搬送手段の提供）**
- ・ **福祉タクシー所有事業所（搬送手段の提供）**
- ・ **医療機関（要援護者の受入）**
- ・ **学生、小学校 PTA 等、実際に救済活動ができる地域のボランティアが必要**

上記機関・団体・ボランティア等の地域防災計画、マニュアル等にお

ける位置付け、活動支援について取り組んでいる事項等

- ・ 専門学校の寮生が地元町内会と災害時の支援をボランティアで行う取り組みがある。

第2 避難勧告等の情報伝達

1. 避難勧告等の判断基準

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- ・ 平成9年 洪水ハザードマップを作成
昭和61年8.5災害を踏まえ、情報伝達避難態勢の確立を図るため作成。
- ・ 平成12年 洪水ハザードマップの改定
平成10年8月末豪雨災害を受けて、避難準備・勧告・指示を行政、住民が判断しやすいよう阿武隈川阿久津水位観測所の水位で判断基準を設定した。

具体的基準の策定手続

- ・ 過去の水害での阿武隈川の水位上昇時間、道路の浸水状況、避難にかかる時間等、関係機関と情報を収集しながら設定。

判断基準策定に当たっては、基準を低く設定すると空振りが多くなり、高くすると、勧告等の遅れ等のリスクが大きくなりますが、どのような視点で基準を設定していますか

- ・ 阿武隈川の堤防が破堤した場合に住民が避難を完了している。

制定に至るまでに生じた具体的問題点及びその克服状況

- ・ 問題点
 - a. 避難情報発令のタイミングをいつにするか
 - b. 基準とする要因の設定が明確ではなかった
- ・ 克服状況
ハザードマップ検討委員会を設置し、各関係機関、有識者などで構成し、その中で協議して制定した。

判断基準策定により得られた具体的利点

- ・ 避難勧告等の発令、住民への情報伝達がすばやくなった。
- ・ 行政及び住民も避難の時期が分かりやすくなった。

判断基準の運用に当たって、水位等の判断基準以外に考慮した事項

- ・ 上流域での雨量及び水位
- ・ 上流域及び三春ダム等の水門の稼働状況

- **気象状況（降雨状況等）**

運用上生じた（ている）具体的課題と改善への対策

- **具体的課題**

- a. 住民の危機意識が低下しているため、行政の示している判断基準とギャップがある
- b. 阿武隈川及びその支川の外水氾濫を想定しているため、内水氾濫等にも対応できる細かい基準が必要

- **対策**

- a. 内水氾濫にも対応した細かい基準が必要
- **住民の反応及び住民等への対応**
 - a. 住民からの空振りに対する反応は特になし
 - b. ハザードマップにおける判断基準の推進

関係機関、自主防災組織、住民等への浸透状況

- **町内会に説明会を開き、ハザードマップを配っているため、周知はされている。**

避難勧告等の対象住民範囲の特定方法

- **ハザードマップ浸水想定区域の町内会。**

近年の勧告等による避難率。避難率が高い場合、又は低い場合の考えられる理由

- **避難率は低い**

- a. 平成 14 年 7 月 10 日台風 6 号時が 3 . 2 %（最高水位 8 . 3 m）
- b. 平成 16 年 10 月 21 日台風 2 3 号が 1 . 4 %（最高水位 7 . 1 9 %）

- **考えられる理由**

- a. 住民の危機意識の低下
- b. 勧告発令が深夜であった
- c. 平成 12 年の阿武隈川大改修により住民に安心感がある
- d. 避難後の治安への不安

住民への避難勧告等の伝達に関して、特に留意・工夫している事項

- **防災行政無線による周知**
- **ふれあい FAX による全町内会長への周知**
- **放送・報道機関との協定による周知**
- **民間ラジオ局 2 社との放送契約**
- **広報車による広報**
- **郡山市ホームページ**
- **阿武隈川流域水防連絡会の設立**

- 市町村への情報収集体制強化改善のために整備した点
- ・ フリックスによる水位、雨量（上流部含む）情報の収集
 - ・ 国の河川流域定点カメラの設置
 - ・ ひまわり画像からの気象情報
 - ・ 福島県総合情報通信ネットワーク
 - ・ 無線統制車による現場からの画像

市町村における情報集約体制や、首長の意思決定体制の強化改善のために整備した点

- ・ テレビ会議システムの導入、災害対策本部会議室（スクリーン等）の整備により現場画像や動画の表示が可能となった
- ・ 国土交通省福島河川国道事務所郡山出張所とのテレビ会議システムの導入

広報対応の改善や、気象情報・水位情報等の公開等、住民への伝達改善のために取り組んでいる事項

- ・ 水位情報等を郡山市ホームページへ掲載
- ・ 放送・報道機関との協定、ラジオ局との契約
- ・ ふれあいFAX、防災行政無線、広報車等
- ・ メールによる避難情報発信の検討

気象庁、河川管理者等から市町村への気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等の伝達手法

- ・ 衛星回線を使った電話、FAX のやりとりの他、メールでの情報のやりとり

都道府県防災担当者の市町村への応援派遣・支援体制の改善

- ・ 水防活動に対しては市町村に託されているが、都道府県管理河川の緊急時における水防工法が必要な場合には、現地での指示をお願いしたい。

首長、職員、住民に対する防災教育上工夫している事項

- ・ 職員に対しては、防災訓練、避難訓練
- ・ 住民に対しては、市民防災リーダーの育成やきらめき出前講座

その他都道府県や国の機関による必要な支援

- ・ ひ門及びポンプの稼動状況の情報
- ・ 阿武隈川流域全体での雨水流出抑制対策

2. 避難勧告準備情報等

制定理由に結びついた過去の災害における反省教訓等

- **要援護者及び避難所までの距離が遠い地域など、車での避難が余儀なくされる方がいる。**

具体的基準の策定手続

- **道路冠水が始まる1時間前に設定した。**

準備情報策定により得られた具体的利点

- **時間的に余裕を持った避難が可能となった。**

要援護者の早期避難と避難勧告準備情報の活用についての考え方・課題等

- **考え方**

要援護者は避難に時間を要するので早めの避難行動を促すために設定

- **課題**

要援護者の特性により避難時間が特定できない